



議員 嗣春 眞當

改正地方自治法について問う

答 見解や評価を述べる立場にはない



問 改正地方自治法について問う。6月の一般質問でも日米共同声明について、同じような答弁で、法治国家だから、決められたら法律に沿って進めていく、自分は執行する立場だからということ述べていた、今回もそういう立場か。

総務部長 一般質問の趣旨内容は、町の会議規則によって、町の事務に関するということについてということで規定されている。これは法律改正だから、我々は改正された法律にのっとって事務を進めていくが、その法律の内容、制定、改廃については、国にその役割がある、それは町の事務ではないためにお答えできない。

問 タイムスの報道で町長は評価すると答えている。私が質問したと矛盾するのは。

総務部長 一般質問は、議会会議規則にのっとって進めている。町の事務について答弁す



平和の礎

るということになっているので、所見を述べることはできない。

問 今回の改正自治法は国民の安全性に重大な影響を及ぼす事態における特例、14章が問題である。国が地方に対する指示権を広げて、これを戦争等に持っていこうという魂胆がある、改めて答弁をお願いする。

町長 町民の皆さんの生命と財産を守るという立場から、行政運営を担っている。

学校給食の無償化を問う

問 中学校の給食費の2分の1相当の補助金について、本町の施策について伺う。

教育長 9月に行われた沖縄県の説明会において「補助金は中学生の学校給食費の保護者負担分減免の使途に充てること」との説明があったので、本町でも、その対象経費に活用したいと考えている。

こども医療費助成制度を問う

問 厚生労働省、6月26日付通達、こども医療の適正化等の取り組みの内容と本町の対応について伺う。

副町長 本町は現行のこども医療費助成制度を維持する方針に変わりはない。

一こんな質問もしました
・指定管理者制度について